

第3期庄原市障害者

福祉計画を策定

社会福祉課障害者福祉係 ☎0824-7311210

市は、「第3期庄原市障害者福祉計画」を策定しました。障害者福祉計画とは、障害者福祉施策に関する基本的な考え方や方向性を示す「障害者計画」を策定し、この計画に沿って施策を推進していきます。

計画の構成

第3期庄原市障害者福祉計画は、

- ① 障害者施策に関する基本的な考え方や方向性を示す「障害者計画」
 - ② 必要な障害者サービスの種類・量の見込やその確保方針を示す「障害福祉計画」
 - ③ 障害児支援の供給体制の整備目標などを示す「障害児福祉計画」
- を一体的に整理した計画で、対象期間は、平成30年度から35年度までの6年間としていきます。
- ただし、「障害福祉計画」「障害児福祉計画」の対象期間については、平成30年度から平成32年度の3年間で、平成32年度に平成33年度からの3年間における計画を作成します。

第3期庄原市障害者福祉計画

障害者計画	第1章 基本的事項
	第2章 障害者を取り巻く状況
	第3章 障害者福祉の現状
	第4章 第2期計画の評価
	第5章 基本構想
	第6章 基本施策
障害福祉計画	第7章 障害福祉計画(第5期)
	第8章 障害児福祉計画(第1期)
障害児福祉計画	第9章 計画の推進に向けて

障害者計画

「将来像」
第2期庄原市長期総合計画の分野別の基本政策に合わせ、「あんしん」が実感できるまち」とします。

基本構想

【基本目標】
第2期庄原市長期総合計画の分野別の基本政策に合わせ、「あんしん」が実感できるまち」とします。

基本目標

第2期庄原市長期総合計画・基本計画の方向性および第2期計画の評価(導かれた課題)を踏まえ、次の3項目を設定します。

●基本目標1

“おたがいさま”を感じる市民理解の促進

障害者が住み慣れた地域で生活するうえで、「障害に対する正しい理解」と「共に支え合っていく意識」を育むことが求められます。このため、障害の特性をはじめ、制度や事業に関する市民理解の促進に取り組めます。

●基本目標2

“生きがい”を感じる社会参加の促進

障害者が自らの能力を発揮し、生きがいをもって生活するために、外出や交流、趣味や就労など、さまざまな場面への参加の促進と機会の拡大が求められます。このため、障害の特性、障害者や支援者の希望も踏まえ、関係制度や事業の充実に取り組めます。

●基本目標3

“あんしん”を感じる生活支援の充実

障害者やその家族が「あんしん」を感じながら生活するうえで、幼児期から青少年期、青年期から高年期に至る成長段階に応じた生涯支援が求められます。

このため、保育・教育・保健・医療、年金などの分野や社会福祉協議会をはじめとする関係機関との連携を強化するとともに、相談体制、個別支援の充実に取り組めます。

障害福祉計画(第5期)

国の基本指針に基づき、平成30年度～32年度の3年間における障害者福祉サービスについての成果目標や各サービスの必要量を見込み、サービス確保などの取り組み方針を示しています。

障害児福祉計画(第1期)

国の基本指針に基づき、平成30年度～32年度の3年間における障害児支援の供給体制についての成果目標や各サービスの必要量および取り組み方針を示しています。

基本構想の構成

将来像

“あんしん”が実感できるまち

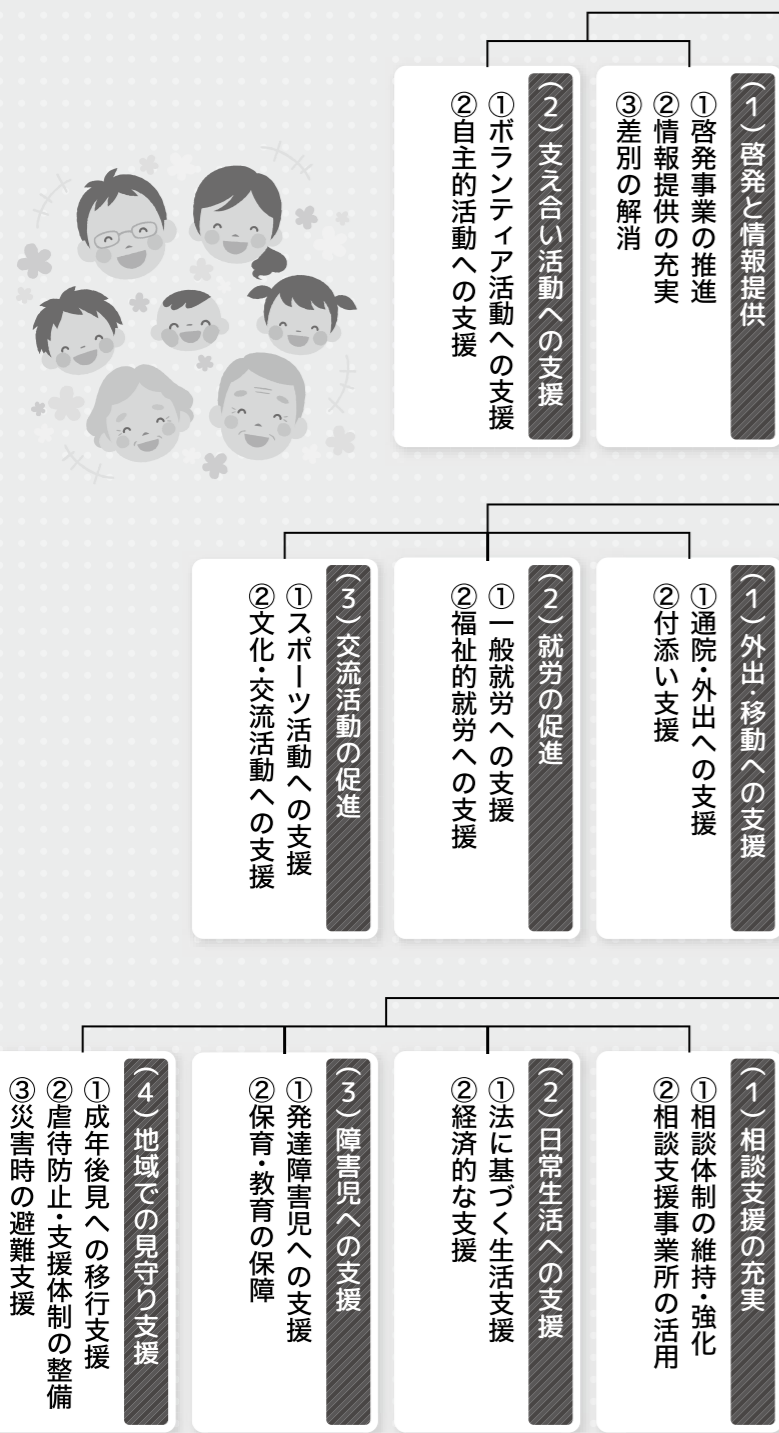
基本目標

1 “おたがいさま”を感じる市民理解の促進

2 “生きがい”を感じる社会参加の促進

3 “あんしん”を感じる生活支援の充実

基本施策



※計画の全体は、市のホームページへ掲載していますのでご覧ください。
http://www.city.shobara.hiroshima.jp/main/health/shogai/sha/cat01/post_31.html

